

防災対策について

1 震災対策について

区では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、「中野区地域防災計画」を策定し、震災に対して備えている。

震災発生時には、中野区災害対策本部を中心に災対各部と各防災関係機関が連携し、その全機能を有効に発揮し、区民の協力のもとに、中野区の区域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的として、災害予防、災害応急及び災害復旧等の災害対策を実施することとしている。

(1) 町会・自治会等との連携

地震による被害を軽減し、その後の救援活動を実施していくためには、発災直後から地域住民が主体となって「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとで共助活動を展開していくことが必要である。

特に、初期消火や発災直後からの72時間以内の救助活動等では、共助の取組みが重要であることから、区では、地域防災会を中心とした地域一体となった共助の取組みを推進しており、地域防災会への活動支援として、地域防災会が行う防災訓練等の防災活動に対する助成を行うとともに、防災活動拠点に必要な資機材等の配備をするなど、地域防災会の防災行動力の向上を図っている。

(2) 災害時における要支援者の支援

要配慮者に対しては、地域、防災関係機関、介護・福祉サービス等事業者、医療機関、ボランティア等の多様な主体の連携や協力により、平常時から情報の把握に努めるとともに、避難所に安心して生活できる場所、資機材、備蓄等の配備や二次避難所の確保、外国人に対する支援など、災害時における様々な支援体制を整備している。

特に、避難行動要支援者に対しては、発災直後に支援が必要となることから、平常時から名簿の整備、災害時個別避難計画の作成や支援者の確保を進め、迅速で的確な要支援者の安否確認や避難支援等が行える体制を整えるとともに、関係所管との連携により、防災DXを推進していく。

(3) 災害医療連携

中野区医師会、中野区歯科医師会、中野区薬剤師会、東京都柔道整復師会中野支部、東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会、中野区災害医療コーディネーター、中野区災害薬事コーディネーター、区内災害拠点病院等の医療機関、日赤奉仕団、医療チーム及びボランティア、東京都等との連携、協力により、医療救護、保健・健康の相談支援、

防疫の体制を確保している。

中野区災害医療コーディネーターをはじめ、中野区医師会等との連携のもと、発災後は速やかに医療救護活動拠点として15か所の医療救護所、6か所の緊急医療救護所、30か所の救護所を設置し、医療救護活動を実施するとともに医療資器材や医薬品等の備蓄及び調達ができる体制を整備している。

また、保健師・栄養士その他必要な職種により健康調査や健康相談等を実施するとともに、被災住民に適切なメンタルヘルスケアも実施していく。

(4) 避難所の管理運営体制

避難所の運営については、区、施設管理者、地域防災会が連携して避難所運営本部を組織し、その運営にあたることとしている。発災時に円滑な避難所運営を行えるよう、防災DXを進めるとともに、平常時から区職員、施設管理者、地域防災会が避難所運営会議を開催し、避難所運営管理マニュアルの作成や、実際に即した避難所開設にかかる訓練等を実施している。

また、避難したすべての人の安全、安心な生活を確保するとともに、女性や要配慮者等の視点を踏まえた運営に努めている。

(5) 在宅避難者支援

ライフラインの停止や情報不足により支援が届きにくく、孤立するリスクのある在宅避難者に対しては、避難所と同様に、物資の供給や安否確認、情報提供などの支援体制を整えることが必要である。区は、関係機関や避難所運営組織と連携し、在宅避難の避難状況の把握に努めるとともに、食料等必要な物資の配布及び保健医療サービスの提供など、被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めている。

(6) 帰宅困難者対策

平成27年3月に行政、鉄道事業者、駅周辺事業者等の連携・協力による帰宅困難者対策をとりまとめた「中野区災害時帰宅困難者対策行動計画」を策定し、令和6年5月に計画の一部を修正している。

また、災害発生時に、鉄道等の公共交通機関が運行を停止し、当分の間復旧の見込みがない場合に備え、職場や学校などの所属がなく、帰宅が困難になる方が一時的に待機する場所として、「帰宅困難者一時滞在施設」の確保に努めている。

現在は、中野駅周辺の施設等を中心に「帰宅困難者一時滞在施設」を確保している。

(7) 災害協定

自治体との相互協力・応援協定をはじめとし、医療救護活動、物資等の供給、緊急輸送、災害関連死対策、応急対策業務や避難所等の施設利用に関する協定など、様々な団体と160の協定締結し、災害時に速やかに応急対策が実施できるよう備えている。

今後も必要な協定については、締結をすすめていく。

(8) 災害情報の適切な収集や迅速な伝達に係る手段及び態勢の整備・運用

災害時の迅速な対応を実現するため、区ではデジタル技術を活用した防災DXの推進に取り組んでいる。新庁舎移転を契機に電子作戦卓やMicrosoft Teamsを活用し、複数の災害情報を同時に把握・共有できる体制を構築。災害対策本部内での情報共有を効率化し、災害時の迅速な対応を可能にしている。

また、住民への災害情報の伝達手段として、防災行政無線、区ホームページ、防災情報メールマガジン、緊急速報メール、SNS(Xなど)を活用し、多様なチャンネルでの情報発信を行っている。

(9) ペットの避難対策

避難所運営組織や関係機関と連携し、すべての避難所でペットの受け入れが可能となる体制を整備している。動物が苦手な避難者やアレルギーを持つ方への配慮も求められており、雨ざらしにならないペット飼育スペースの確保に向けた取り組みを進めている。

また、ペットの飼い主に対しては、平常時からペットフードなどの備蓄を行う必要性や、ペットを飼っていることを理由に避難をためらうことなく、適切な行動が取れるよう啓発活動を実施している。

(10) 区有施設・民間施設の活用

区では、災害時に迅速かつ柔軟に対応するため、区有施設および民間施設を防災目的で活用している。特に、避難所、福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設、医療救護所などの機能を担う施設の確保と維持が重要である。

このため、区有施設については、平常時から防災機能を意識して整備を行っており、民間施設についても、災害時の活用を見据えた協定の締結や連携体制の構築を進めている。

また、要配慮者への対応として、福祉避難所との連携強化や備蓄物資の充実など、多様な活用を想定した準備を進めている。

2 風水害対策について

震災対策と同様に、区では「中野区地域防災計画」を策定し、風水害に対しても備えており、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、台風や集中豪雨等の気象状況や想定される被害に応じて、夜間・休日連絡態勢から第三次非常配備態勢へと移行することとしている。

風水害時の応急対策としては、区内の被害状況や河川の状況に応じた現場確認をはじめ、気象情報や河川情報の収集、必要に応じて高齢者等避難や避難指示の発令、一時避難所の開設等、必要に応じた避難者対応を実施している。

なお、風水害対策の活動や対応は、震災対策と共通する部分が多いため、ここでは震災対策と異なる点について記載する。

(1) 避難所の管理運営体制

水害時の避難所については、大雨や台風の接近、被害の状況などを踏まえ、一時避難所及び水害時避難所を開設、運営する。

一時避難所は、避難指示等の避難情報が発令されていない状況でも、自主的に避難する方を受け入れるために、必要に応じて開設する区民活動センター等が該当する。一方、水害時避難所は、区から避難指示等の避難情報が発令された場合や、多数の避難者が見込まれる場合に開設する、浸水想定区域外にある小中学校等が該当する。

(2) 中野区ハザードマップの活用推進

都が公表した「神田川流域浸水想定区域図」を参考に、神田川や妙正寺川等で大規模な洪水が発生した場合や区内で土砂災害が発生した場合に備え、区では避難所の位置や安全な避難方法などを盛り込んだ「中野区ハザードマップ」を作成し、配布している。

ハザードマップ等の配布にあたっては、居住地域の災害リスクや住宅の状況などを踏まえ住民が適切な行動や避難先を判断できるよう、周知に努めている。

また、土砂災害警戒区域や特別警戒区域、新たに警戒区域に指定された区域に対しては、「中野区ハザードマップ」を各戸に配布するなどして、周知を図っている。

3 令和3年度以降に設置した応急対策における職員態勢

(1) 震災

年度	職員態勢回数			
	情報連絡態勢	初動配備態勢	第一次非常配備態勢	第二次非常配備態勢
令和3年度	2	0	0	0
令和6年度	1	0	0	0

(2) 風水害

年度	職員態勢回数				
	夜間・休日連絡態勢	風水害早期監視態勢	情報連絡態勢	初動配備態勢	第一次～第三次非常配備態勢
令和3年度	10	0	2	0	0
令和4年度	7	0	1	0	0
令和5年度	0	1	0	0	0
令和6年度	12	3	1	0	0